

陳 情 第 5 号	平成28年2月23日受理
付 託 委 員 会	福祉常任委員会
件 名	障害者福祉制度移動支援利用対象拡大に関する件
陳 情 要 旨	
<p>移動支援は障害者自立支援法に基づき八千代市が地域の実情に応じて行うサービスの「移動支援」は屋外の移動が困難な方の外出を援助し、地域での自立支援や社会参加を目的にした制度です。</p> <p>この移動支援制度は、平成28年2月17日、厚生労働省社会保障審議会障害者部会報告書においても「移動支援については、所要の財源を確保しつつ、障害者等に一定の社会生活を等しく保障する」必要があり、「事業者、教育機関、公共交通機関等による「合理的配慮」の対応、教育政策や労働政策との連携、地方公共団体における取組等を総合的に進めていくべきである」との意見がされており、今後の障害者福祉政策の大事なテーマとなっています。</p> <p>船橋市では昨年度から移動支援の対象に、特別支援学校への通学についても認めました。</p> <p>特別支援学級は全ての学区になく、学区を越えて通学をしていますが、障害児がひとりで登校はできず、現状は親が送迎をしている状態です。また特別支援学校のスクールバスも、バス停までの送迎は親が担っている現状です。</p> <p>専業主婦より働く女性がふえ、10年前と比べ35歳平均年収200万減少など世帯所得が減少する中、障害児の母親であっても生活の維持のために仕事をしなければならない状況です。</p> <p>八千代市でも特別支援学校、支援学級への送迎に「移動支援」が使えるようにしてください。</p>	